

3. 地域医療との連携と地域公益活動の促進

(1) 医療との連携

地域医療との連携を始めとする地域包括ケアシステムの構築は、地域共生社会実現のための端緒としての地域公益活動の推進の姿であります。可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送ることを基本とし、高齢者等が、その尊厳を保って生きるため、自身の生活圏域で「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようというのが、地域包括ケアシステムであり、地域医療との連携と地域公益活動を構成する一部として地域の高齢者を中心とした介護施設と医療施設の相互連携であります。

高齢者の状態やニーズに応じて必要と思われる支援が医療・介護それぞれの特性に応じ途切れることなく提供可能となるよう連携を強化する事は重要な項目の一つであることから、各拠点・事業所と地域の医療施設との連携は協力病院(医療機関)に留まらず全ての地域医療において重要であります。

しかし、一般的にこれらには課題となる部分も多く存在しているかと考えられます。家族などの介護者を除き、サービス提供事業所(介護サービス従事者)は高齢者に日常的に接する機会が多いため、日々の状態の変化などにも気付きやすい立場にある一方で、多くの在宅サービス事業所では、夜間(深夜)や早朝の対応という点で不十分なところが多いのが現実となっています。

このため、介護サービス事業者の夜間のサービス整備体制の充実や、家族や介護者、介護サービス従事者が高齢者の病状の悪化や急変を察知した段階で、迅速に医師や看護師らと連携できるような体制の整備を早急に進めなければなりません。

また、医療を必要とする高齢者全てが高度医療を提供する医療施設を必要としている訳ではなく、多くの高齢者は、地域の医療機関(かかりつけ医)を主に受診されているので、地域の医療機関では処置できない場合などに紹介や緊急搬送以外での相互受入を可能とするシステムの構築など、医療機関双方の連携も課題となっております。

私たち川福会としては、社会福祉法人の機能として求められている「地域公益活動」を各拠点において実施する一方、地域包括ケアシステムではフォーマル・インフォーマルを含めた社会資源を有機的に連携する事が求められていることから、「自助」「互助」「共助」など地域の住民やボランティア、自助グループなどを含めた、上記団体等への

支援や活動場所の提供、これら組織の立ち上げの支援などの活動を実施することも、介護施設と医療施設の相互連携と併せて重要な課題となっております。

当法人の枚岡地域では、創業者が理想とした医療・介護断絶のない連携への思いによって完成した医療と介護の施設が複合的に隣接しており、「地域包括ケアシステム」の一端を担える社会資源が構築されているという状況があり、この優位性を最大限に活かし、「地域包括ケアシステム」のモデルケースとして一層の相互協力体制を図り、地域社会にその機能を提供してゆく事が、地域医療との連携及び地域公益活動の推進への最善・最短の方法であり、このモデルを、さらに法人の枠を超えて各地域に水平展開していくことが、地域医療介護連携そして地域包括ケアシステムの構築へつながり、地域共生社会の実現への推進につながっていくと考えております。

(2) 地域公益活動の推進について

1) 緒言

社会福祉法人の公益的取り組みは今般法定化されましたが、法定化を待つことなく地域公益活動は、地域に課題を見つけ解決の先頭を切るという社会福祉法人の本旨であります。

社会福祉法人は、経営体としてだけではなく社会運動的側面を持つことを忘れてはなりません。私たちの先人たちは、行政に命令されたわけではなく、世間の困窮や病気といったことをはじめとした「生きることに困難を抱えた人たち」のために自ら進んで、その問題に取り組み、解決しようとし、その活動が政治をも動かし制度となってきました。先人たちの社会福祉への活動はそれ自体が社会運動であったのであります。

昭和26年に社会福祉事業法が制定され、さらにはそれが社会福祉法へと改正されていく中で、保険年金制度、生活保護制度、措置制度や介護保険制度等は確かに先進国といわれる国々の中でも進んできてはいます。しかしながら、制度の充実とともに私たち社会福祉法人は制度に取り込まれ制度内で安穏と事業を繰り返している存在となっているのではないのでしょうか。私たちが今の世の中で問題を発見し課題を明確にして解決していこうとする力が落ちていないかということをも猛省しなければならないときに来ているのではないのでしょうか。

現在、短期中期的には景気が回復し、株価上昇・雇用の改善がみられますが、広く社会を見渡すとき、あまりにも多くの問題が出来、生きていくことに困難な思いをしている